

吹田市立千里図書館窓口等業務委託 公募型プロポーザル募集要項

令和3年（2021年）9月
吹田市立千里図書館

目 次

1	業務等の概要	1
2	参加資格	1
3	募集要項の配布期間及び配布方法	2
4	選定スケジュール	2
5	応募及び参加の手続	2
6	合同現場説明会及び見学会	3
7	提案方法及び提案の手続	3
8	審査・選定方法	5
9	最優秀提案事業者との交渉・契約	6
10	結果公表	6
11	提案限度額	6
12	失格事由	7
13	提案事業者が1者又ははない場合の取扱い	7
14	留意事項	7
(別表)	吹田市立図書館窓口等業務委託に係るリスク分担表	8
別冊	吹田市立千里図書館窓口等業務委託仕様書	
別紙	吹田市立千里図書館窓口等業務委託事業者選定スケジュール	
別紙	吹田市立千里図書館窓口等業務委託に関する提出書類等	
別紙	吹田市立千里図書館窓口等業務委託に係る提案書作成要領	
別冊	吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準	

1 業務等の概要

業務等の概要は次のとおりとする。

(1) 件名

吹田市立千里図書館窓口等業務

(2) 目的

別冊「吹田市立千里図書館窓口等業務委託仕様書」に定められた業務を契約期間にわたり最も効果的・効率的に遂行し、市民へのサービス向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別冊「吹田市立千里図書館窓口等業務委託仕様書」による。

(4) 契約(履行)期間

令和4年2月1日から令和7年1月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(5) 実施場所

吹田市立千里図書館

吹田市津雲台1丁目2番1号

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、図書館は社会教育機関でありこの観点について十分理解している団体であることとし、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定日までの間に、当該参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置をうけていない者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) ISO27001認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 本業務を請け負うにあたって以下の条件を満たすこと。
 - ア 図書館での窓口業務の受託実績を有していること。
 - イ 責任者及び副責任者の選任については、司書資格を有し図書館業務で通算2年以上の経験を持ち、常勤の社員もしくはそれに準ずる者を充てること。
 - ウ 大阪府内に事務所を有するか、又は受託後有する予定があること。

3 募集要項の配布期間及び配布方法

募集要項の配布期間及び配布方法について次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和3年9月1日(水)～同年9月30日(木)

(2) 配布場所

吹田市立図書館ホームページ及び吹田市ホームページ

(3) 配布方法

ホームページ上に公開している配布情報をダウンロードすることによる配布。

4 選定スケジュール

選定スケジュールについては、別紙「吹田市立千里図書館窓口等業務委託事業者選定スケジュール」のとおりとする。

5 応募及び参加の手続

応募及び参加の手続は次のとおりとする。

(1) 参加申込み・提出の方法

ア 提出期間

令和3年9月21日(火)～同年9月30日(木) 午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

イ 提出場所

吹田市立さんくす図書館

所在：吹田市朝日町3番501号(さんくす3番館5階)

電話：06-6317-0037 FAX：06-6317-0258

受付時間：午前10時から午後5時まで

ウ 提出方法

前日までに電話連絡のうえ、下記エの提出書類一式を持参する。郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

エ 提出書類

別紙「吹田市立千里図書館窓口等業務に関する提出書類等」

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 法人等の概要(様式2)

(ウ) 図書館業務受託実績調書(様式3)

(エ) 業務従事者調書(様式4)

(オ) 委任状(様式5)

(カ) 財務諸表(申請日より前に確定した直近3年事業年度分)

(キ) ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得していることが確認できる書類の写し

(2) 質疑回答

ア 質問受付期間

令和3年9月3日(金)～同年9月15日(水)午後1時まで

イ 質問方法

質問書(様式13)により電子メールで質問する。

質問提出先メールアドレス senrilib@ma.lib.suita.osaka.jp

ウ 回答予定日

令和3年9月17日(金)

エ 回答方法

吹田市立図書館ホームページで回答を公表する。

(3) 参加資格通知

通知日及び通知方法

書面(郵送)により通知を行う。書面の発送日は、令和3年10月5日(火)予定。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

6 合同現場説明会及び見学会

合同現場説明会及び見学会については次のとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、合同現場説明会を実施せず、現場見学を1者ずつ受け入れる。その場合は、合同現場説明会参加申込時に各事業者以案内するものとする。

(1) 合同現場説明会

日時：令和3年9月10日(金)午後1時から

場所：吹田市教育委員会大会議室

吹田市朝日町3番404号(さんくす3番館4階)

(2) 見学会

日時：令和3年9月10日(金)午後4時30分から

場所：吹田市立千里図書館

吹田市津雲台1丁目2番1号

(3) 参加申込

ア 参加受付期間

令和3年9月3日(金)～同年9月9日(木)午後1時まで

イ 参加申込方法

吹田市立千里図書館まで連絡すること。参加は2名以内とする。

(電話：06-6834-0132 FAX：06-6834-0560)

なお、合同現場説明会及び見学会に参加することは参加要件ではない。

7 提案方法及び提案の手続

提案方法及び提案の手続については次のとおりとする。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和3年10月7日（木）～同年10月13日（水）午後1時まで

イ 提出場所

吹田市立さんくす図書館

所在：吹田市朝日町3番501号（さんくす3番館5階）

電話：06-6317-0037 FAX：06-6317-0258

受付時間：午前10時から午後5時まで（10月13日は午後1時まで）

ウ 提出方法

前日までに電話連絡のうえ、下記オの提出書類一式を持参する。

郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

エ 提案書の内容

別紙「吹田市立千里図書館窓口等業務委託に係る提案書作成要領」に従って提案書を作成し、提出すること。

オ 提出書類

別紙「吹田市立千里図書館窓口等業務に関する提出書類等」

(ア) 提案書（様式6～様式9）正1部、副8部

(イ) 提案書表紙（様式10）（正に表紙をつけること。）

(ウ) 見積書（様式11）

(エ) 見積額内訳書（様式12）

(オ) 提案書類の電子データ

カ 留意事項

(ア) 提案書類は返却しない。

(イ) 受付期間後の提出、提出後の差し替え等は認めない。

(ウ) 必要書類が不備の場合は、申請を受け付けない。

(エ) 提案書類は非公開とする。

(2) 提案に関する質疑の実施

本市が設置する吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提案書に基づく質疑を次のとおり実施する。

ア 実施日時

令和3年11月9日（火）※時間については別途通知する。

イ 場所：吹田市立中央図書館 4階 集会室

吹田市出口町18番9号

ウ 時間配分 提案者ごとに20分程度

エ 説明者 応募事業者の代表者もしくはその代理人を含む3名以内

オ その他 提案説明の追加資料は原則として認めない。選定委員会が必要と認める場合には、追加もしくは代替えの審査を行う場合がある。

(3) 提案の無効に関する事項

以下の事項に1つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

- ア 契約候補者の選定時点において、本要項の第2に規定する参加資格を満たさない者が提案したとき。
- イ 委任状を提出していない代理人が提案したとき。
- ウ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しなかった者。また提出書類に漏れのあった者。
- エ 自己のほか、他者の代理人を兼ねて提案した者。
- オ 2者以上の代理人をした者。
- カ 市が提示した委託料を超える見積りを提出した者。
- キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

8 審査・選定方法

審査・選定方法については次のとおりとする。

(1) 審査項目・審査基準・配点

別冊「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準」のとおりとする。

(2) 審査方法

選定委員会において、審査評価項目及び基準に基づき審査を行う。その具体的な手順は以下のとおりとする。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会に開示しないものとする。

(3) 選定委員会による審査

- ア 選定委員会は審査評価項目及び基準に則り、各提案者の審査（提案書の審査・質疑）を行う。
- イ 選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行う。

(4) 最優秀提案事業者の決定方法

- ア 選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。ただし、評価点から価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していることとし、その事業者の評価点が6割に満たない場合は最優秀提案事業者をなしとする。その場合、本プロポーザルは取りやめとし、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。
- イ 1位と順位付けした委員数が同数の場合には、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。
- ウ 2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。
- エ 上記のいずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

(5) 提案審査の結果通知

選定結果については、審査を受けた提案者すべてに対し書面（郵送）により通知を行う。書面の発送日は、令和3年11月16日（火）予定。

通知後、契約候補者として決定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に吹田市立千里図書館に説明を求めることができるものとする。

9 最優秀提案事業者との交渉・契約

最優秀提案事業者との交渉については、以下のとおりとする。

- (1) 選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選定結果に影響がないかどうか十分考慮し、選定委員会に変更内容を報告するものとする。
- (2) 最優秀提案事業者が契約締結までに、本要項第2に規定する参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合等においては、選定委員会により選定された次点事業者を契約候補者とし、交渉を行う。
- (3) 契約締結は、本市の契約に係る事務手続きの完了後、行うものとする。
- (4) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により契約金額の年額相当額の100分の5以上とする。ただし、同条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額等を行うことがある。

10 結果公表

契約締結後、次の内容を吹田市立図書館ホームページ、吹田市ホームページ及び吹田市行政資料閲覧コーナーにおいて公表する。

- (1) 最優秀提案事業者（契約候補者並びにその提案金額と評価点）
- (2) 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。）
- (3) 全提案事業者の評価点（評価点及び順位付け。選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定委員会委員の役職名
- (6) 選定委員会の会議録の概要
- (7) その他、必要な事項

11 提案限度額

提案限度額は以下のとおりとする。

総額 133,927,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※各年度における契約上限金額(税込)は以下のとおり。

年度	業務委託契約
令和3年度	7,440,400円
令和4年度	44,642,400円
令和5年度	44,642,400円
令和6年度	37,202,000円

1 2 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1 3 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していない場合は提案事業者なしとする。提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

1 4 留意事項

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、順守すること。
また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提出された提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、提案者に帰属するものとし、審査・事業者選定の用以外に無断で使用しない。
- (6) 窓口等業務委託に係るリスク分担については、別表のとおりとする。

(別表) 吹田市立図書館窓口等業務委託に係るリスク分担表

	種類	内容	負担者	
			市	受託者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更	協議事項	
	第三者賠償	窓口において第三者に損害を与えた場合		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		受託者の責任による遅延・中止		○
受託者の事業放棄・破綻			○	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継コスト	引継コストの負担		○
運営段階	施設等の損傷	施設・機器等の損傷	協議事項	
		運営上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	市側の協定内容の不履行	○	
		受託者の事由による業務並びに協定の不履行		○
	消耗品等	業務遂行に必要な光熱水費、機器類等	○	
		自らの事務に必要なパソコン、消耗品等		○
	服装等	統一された服装および名札		○
	携帯電話等	即時連絡用		○
	研修経費	全ての研修費用		○
	時間外打合せ	責任者及び副責任者との打合せ		○
	損害賠償	受託者が損害を受けた場合、市の責めに帰すべき場合を除く		○
引継コスト	委託期間満了後の次の受託者への引継ぎ		○	

* 1 自然災害（地震・台風等）等への対応

①建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じます。

②災害発生時には、災害対応のために業務の一部または全部の停止を命じることがあります。

* 2 サービス提供に伴う施設・機器等の損傷リスクへの対応サービス提供に伴って基幹的な設備機器等が損傷した場合、管理上の瑕疵がある時は受託者が、それ以外は市がそのリスクを負うものとします。

(注) 基幹的な設備機器等：電気設備、衛生設備、消防設備、空調設備、通信設備、情報システム等を言う。